

朝鮮民主主義人民共和国の核実験及び弾道ミサイル発射実施に抗議する決議

朝鮮民主主義人民共和国は、2009年5月25日、2回目の核実験を行い、また日本上空を飛び越え太平洋に弾道ミサイルの発射を行った。

これらの行為は、朝鮮民主主義人民共和国に対して、いかなる核実験、または弾道ミサイルの発射も実施しないことを要求した国連安保理決議だけでなく、同国が一切の核兵器及び現在の核計画を放棄することに合意した6カ国協議共同声明にも明らかに違反する暴挙である。

現在、世界では、核兵器廃絶に向けた新たな機運が生まれつつある中で、今回行われた核実験、弾道ミサイル発射は世界の動きに対する重大な挑戦であり、世界の平和と安定を脅かす行為である。

我が国は、世界で唯一の被爆国である。日本国憲法に基づき国是である非核三原則を遵守する国とともに、地球上のすべての自然を破壊し、全人類を滅亡させるに足るあらゆる国の核兵器の使用を全面禁止する国際世論を喚起するため、本市は、昭和57年6月に核兵器廃絶平和都市宣言をしている。

ゆえに、朝鮮民主主義人民共和国の暴挙を断じて許すことはできない。

よって、本市議会は、今回の朝鮮民主主義人民共和国の行為に対し、強く抗議するとともに、政府に対し、朝鮮民主主義人民共和国の核実験の中止に向けた措置をとるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成21年6月24日

藤 沢 市 議 会